

執筆者:

E-mail [✉](mailto:chikuda@nishimura-asahi.com) 村田 知信E-mail [✉](mailto:guen@nishimura-asahi.com) グエン・トゥアン・アンE-mail [✉](mailto:tanaka@nishimura-asahi.com) 田中 栄里花

ベトナムでは、2023年2月7日、ベトナム政府が決議13号(Resolution No. 13/NQ-CP dated 7 February 2023)を公表し、当該決議において、ベトナム公安省(Ministry of Public Security、以下「MPS」という。)により修正された個人情報保護に関する政令(Personal Data Protection Decree、以下「PDPD」という。)の草案が承認された。もっとも、当該決議によってPDPDが成立したわけではない。残るプロセスとして、MPSは、当該草案についてベトナム国会運営委員会(National Assembly of Vietnam、以下「NASC」という。)の意見を求める必要がある。仮にNASCの意見が肯定的なものであれば、PDPDは、2023年第1四半期中には内容が確定して制定され、2023年7月1日から施行されることが予想されている。この点、NASCは、2023年2月13日から15日にかけて開催された2023年最初の会合(第20回会合)において、MPSが提出したPDPDの修正草案等について議論し意見を述べたようだが、当該意見の内容は公開されていない。

このようにPDPDの政府内での検討は進んでいるが、今回NASCに提出されたPDPDの最新草案はまだ公開されていない。もっとも、上記の決議13号の内容及び当事務所が独自に得た情報によれば、2021年2月に公開された草案(以下「2021年草案」という。)から大きく修正されているようである。特に、2021年草案において大きな問題点として指摘されていた、センシティブデータの処理や個人データ国外移転の際のベトナム当局による事前承認やベトナム国内へのデータ保管義務等の政府による監視・統制が強い規制が緩和され、事後的な監督を重視する内容に変更されているようである。

2021年草案の概要及びこれまでのベトナム政府の検討経緯については、[N&A ニュースレター: ベトナム: 個人情報保護に関する政令案の概要及びその留意点\(2021年3月8日号\)](#) 及び [N&A ニュースレター: ベトナム個人情報保護政令の最新動向\(2022年5月23日号\)](#) で紹介しているため、本稿では今回NASCに提出されたPDPDの最新草案の概要について可能な範囲で解説する。

## 1. 国外移転

2021年草案に規定されていたベトナム国民の個人データ国外移転の際にベトナム当局の事前承認やコピーデータの国内保存を義務づける規定は、最新の草案では削除されているようである。

最新の草案においては、ベトナム国民の個人データを国外に移転する者は、(i)国外移転の影響評価のために、一定の必要記載内容を含む書面を所定の様式で作成・公表し、(ii)審査・監督のために移転開始後一定期間内にMPSの担当部署(A05と呼ばれる)に提出し、かつ(iii)移転完了後に当該部署にデータ移転及びデータ管理者の詳細を通知することで、国外移転を行うことができるようである。また、移転されたデータがベトナムの利益と安全を侵害する目的で使用された場合、MPSはデータの国外移転の停止を要求することができるようである。

## 2. センシティブデータの処理

2021年草案に規定されていたセンシティブデータ処理に関する当局への事前登録義務は、最新の草案では削除されているようである。

最新の草案においては、センシティブデータを処理する者は、下記3.のデータ保護影響評価の実施に加えて、個人データを専門とする部署と個人データ保護の責任者を任命し、当該部署及び責任者をMPSの担当部署(A05)に通知することが要求されているようである。もっとも、非常に小規模な企業、中小企業、スタートアップ企業等の特定の要件を満たす企業については、設立後数年間は当該要件が若干緩和される可能性もあるようである。

### 3. データ保護影響評価

最新の草案では、個人データを処理する事業者は、データ処理開始後、所定の様式を用いて、一定の必要記載事項を含むデータ保護影響評価に関する書類を作成し、公表することが義務づけられているようである。また、当該書類は、データ処理開始後一定期間内に MPS の担当部署(A05)に送られて審査及び監督を受ける必要があり、当該書類は当局の検査のためにいつでも閲覧可能な状態でなければならず、かつ最新のものでなければならないようである。

なお、当該義務を負う事業者の正確な範囲については現状不明だが、個人データを処理する事業者すべてが当該義務を負うことは負担が大きいと、何らかの要件が存在する又は今後の草案修正もしくは下位規則等で規定されることが期待される。

### 4. 同意なく個人データを処理可能な場合

決議 13 号では、データ主体の同意なしに個人データを処理することができる場合として、以下の 5 つのケースが認められている。

- (1) 緊急時にデータ主体又は第三者の生命、健康を保護する必要がある場合(ただし当該場合に該当することを証明する必要がある)
- (2) 法令に基づいて個人データを公開する場合
- (3) 管轄当局による処理で、以下の場合に該当する場合
  - (i) 国家防衛、国家安全保障、社会保障及び秩序、大規模災害、重大な疫病等の緊急事態の場合
  - (ii) 国家の防衛と安全に対する脅威が認められるものの、国家緊急事態の宣言には至っていない場合
  - (iii) 暴動、テロ、犯罪、法律違反の予防と対策のため、法律に従って行う場合
- (4) 関連する機関、組織、個人に対するデータ主体の契約上の義務を法律に従って履行する場合
- (5) 特定の法律に規定された国家機関の運営に資する場合

上記のとおり、最新の草案においても個人データを同意なく処理することが可能な場合は具体的・限定的であり、EU の GDPR(General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)では認められており東南アジアでも相当数の国が認めている正当な利益に基づく個人データの処理は認められていない。

### 5. 留意点

最新の PDPA 草案の内容は現時点では公表されていないため、上記 1. から 4. に記載した内容は、決議 13 号の内容及び当事務所が独自に得た情報に基づくものであり、正確性が保証されているものではない。最新の草案が今後修正される可能性もあり、PDPD が制定される際には上記の内容とは異なる規制が規定される可能性もあることに留意いただきたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 